

# 第22期第24回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和5年5月23日（火）15時～  
場所 佐賀玄海漁業協同組合 会議室  
（唐津市海岸通り 7182-233）

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 特定水産資源に係る令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定（案）について（諮問） P2 ～ P4
- (2) 令和5年度共同漁業権、定置網漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準（案）について（協議） P5 ～ P15
- (3) 試験養殖について（協議） P16 ～ P43
  - ① 屋形石漁業協同組合におけるアカウニの試験養殖
  - ② 肥前統括支所における地元産カキの天然採苗試験養殖
- (4) 試験養殖処理要綱の運用について（協議） P44 ～ P47
- (5) その他

水産第 727 号  
令和5年5月16日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に係る令和5管理年度における知事管理  
漁獲可能量の設定（案）について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙（案）のとおり定めたいので、同条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当 寺田、萩原）

(別紙)

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度(令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
現行水準

2 知事管理区分に分配する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.05%	100 トン未満
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

水産第 5147 号

令和5年(2023年)3月31日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



令和5年度共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の免許  
をすべき者の判断基準(案)について(協議)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第73条第2項第2号  
に掲げる場合において、免許をすべきものを決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的として、別添のとおり判断基準(案)を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田)

令和5年度共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準  
(案)

令和5年 月 日付け水産第 号  
佐賀県農林水産部水産課長通知

第1 目的

この判断基準は、令和5年度における共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権免許の一斉切替えに当たり、漁業法（以下「法」という。）第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

第2 共同漁業権における審査基準

共同漁業権の免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第2項の規定により、漁業免許申請書には必ず事業計画書（別紙様式）を添付する必要があるので留意すること。

第3 定置漁業権及び区画漁業権における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」については、次の基準により判断する。

(1) 団体漁業権の場合

免許についての適格性を有する者は、法第72条第2項第1号又は第2号において規定されており、この条文の規定により適格性を有する者が実質的に漁業権者として限定されるため、本県における審査基準を別途設けないこととする。

なお、この場合においても、法施行規則第25条第2項の規定により、漁業免許申請書には必ず事業計画書（別紙様式）を添付する必要があるので留意すること。

(2) 個別漁業権の場合

次の(ア)から(ウ)に掲げるほか、地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との良好な関係構築など、地域の水産業の発展に寄与する具体的な取組が計画されており、実現が可能であると見込めるか等について、漁業免許申請書に添付の事業計画書(別紙様式)により審査し、免許をすべき者を決定する。なお、審査においては別要綱に定める審査会を実施する。

(ア) 漁業生産の増大

- ・ 生産計画は客観的な根拠により設定されており、免許の存続期間における安定的な生産が可能であると見込めるか。
- ・ 漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、免許の存続期間における良好な漁場環境の維持が可能であると見込めるか。

(イ) 漁業所得の向上

- ・ 生産物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるか。

(ウ) 就業機会の確保

- ・ 従事者の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われると見込めるか。

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	松共第 号	漁業権の種類	第一種共同漁業権					
(1) 漁業種類ごとの計画								
漁業の名称	漁業の時期	現在行 使用者数	行使予 定者数	生産計画 (生産量) 単位 : kg				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
あわび	12/21から翌10/31							
とこぶし	1/1から12/31							
さざえ	1/1から12/31							
ばい	1/1から12/31							
にし	1/1から12/31							
にな	1/1から12/31							
あさり	1/1から12/31							
はまぐり	1/1から12/31							
もがい	1/1から12/31							
あかがい	1/1から12/31							
かき	11/1から翌3/31							
あこやがい	1/1から12/31							
たいらぎ	10/1から翌5/31							
いがい	1/1から12/31							
うに	1/1から12/31							
なまこ	10/1から翌3/31							
たこ	1/1から12/31							
わかめ	12/1から翌7/31							
ふのり	2/1から6/30							
ひじき	11/1から翌5/31							
あかもく	2/1から6/30							
もずく	2/1から6/30							
ひとえぐさ	10/1から翌6/30							
あまのり	10/1から翌4/30							
てんぐさ	2/1から9/30							
えごのり	4/1から8/31							
かじめ	12/1から翌8/31							
すじあおのり	10/1から翌4/30							
かめので	1/1から12/31							
(2) 漁場管理に関する取組内容 (種苗放流、漁場保全、漁場造成、資源管理の取組等)								
(3) 漁業所得の向上に関する取組内容 (衛生管理、品質や評価を向上させるための取組等)								
(4) その他の取組内容 (地域の漁業者との調和的発展、加工業者との良好な関係構築など)								

※漁業権内の行使位置がわかる書類 (施設の設置位置図) を添付すること



【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	松共第 号	漁業権の種類	第二種共同漁業権					
(1) 漁業種類ごとの計画								
漁業の名称	漁業の時期	現在行 使用者数	行使予 定者数	生産計画 (生産量) 単位 : kg				
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
雑魚小型定置	1/1から12/31							
雑魚磯建網	1/1から12/31							
いか敷網	1/1から12/31							
いかかご	4/1から7/31							
あなごかご (うけ含む)	1/1から12/31							
うなぎかご (うけ含む)	1/1から12/31							
雑魚かご	1/1から12/31							
しろうおやな	2/1から4/30							
しろうお四手網	2/1から4/30							
(2) 漁場管理に関する取組内容 (種苗放流、漁場保全、漁場造成、資源管理の取組等)								
(3) 漁業所得の向上に関する取組内容 (衛生管理、品質や評価を向上させるための取組等)								
(4) その他の取組内容 (地域の漁業者との調和的発展、加工業者との良好な関係構築など)								

※漁業権内の行使位置がわかる書類 (施設の設置位置図) を添付すること  
 ※生産計画の備考欄に主な魚種を記載すること

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	松区第〇号		漁業権の種類	団体漁業権・個別漁業権	
(1) 概要					
漁業の名称		漁業の時期		行使予定者数	
(2) 事業計画					
養殖施設の規模	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
(養殖) 筏数・ロープ数 ※定置は不要					
生産量 (kg、枚)					
生産金額 (千円)					
(3) 漁場管理に関する取組内容 (漁場保全、漁場管理、病害対策等)					
(4) 漁業所得の向上 (衛生管理、品質や評価の向上の取組)					
(5) 地域の漁業者との調和的発展に関する取組					
(6) 地元の水産物流通・加工業者との関係構築に関する取組					
(7) 就業機会の確保 (注: 個別漁業権の場合のみ記載すること)					
区分	地元市町の者	沿岸市町在住の者	県内者	県外者	合計
常時従事者					
臨時従事者					

【別添様式】漁業権の事業計画

免許番号	松定第〇号	漁業権の種類	個別漁業権		
(1) 概要					
漁業の名称		漁業の時期		行使予定者数	
(2) 事業計画					
項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
生産量 (kg、枚)					
生産金額 (千円)					
(3) 漁場管理に関する取組内容 (漁場保全、漁場管理、病害対策等)					
(4) 漁業所得の向上 (衛生管理、品質や評価の向上の取組)					
(5) その他の取組計画 (地域の漁業者との調和的発展や、地元の水産物流通・加工業者との関係構築等)					

## 漁業権免許者の評価要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項の規定に基づき、個別漁業権の免許者を決定するための評価基準を定めるものとする。

### (評価方法)

第2条 個別漁業権免許者にかかる評価委員会（以下、「評価委員会」という。）は、漁業権免許申請書および生産計画書の記載内容並びに評価委員会が必要と認めた追加資料をもとに別表に基づき評価するものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年 月 日から施行する。

## 個別漁業権免許者にかかる評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第2項第2号の規定に基づき免許者の評価を行うため、令和5年 月 日付水産第 号佐賀県農林水産部水産課長通知に基づく個別漁業権免許者決定にかかる評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 個別漁業権免許者の評価を行うこと
- (2) その他知事が必要と認めた事項

### (委員)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者を評価委員として置く。

- (1) 水産課副課長
- (2) 玄海水産振興センター副所長
- (3) 有明水産振興センター副所長
- (4) 水産課玄海創生・栽培資源担当係長
- (5) 水産課漁港漁村備担当係長
- (6) 外部有識者 1名

### (委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は水産課副課長をもって充てる。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会による意思の決定は、合議をもって決する。ただし、委員全員の協議による意見の一致ができない場合は、議長の判断により多数決によることができるものとする。
- 4 会議は非公開とする。

### (意見聴取等)

第6条 評価委員会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (秘密保持)

第7条 評価委員は、評価委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第8条 委員長は、候補者の評価を行ったときは、その結果を水産課長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

個別漁業権の免許の審査に関する判断基準及び評価方法

評価項目	判断基準	評価方法
1 漁業生産力の増大が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成困難な目標ではないか</li> <li>・中長期的な視点で計画が策定されているか</li> </ul>	事業計画書 中長期的なビジョンを記した資料
2 漁業所得の向上が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成困難な目標ではないか</li> <li>・中長期的な視点で計画が策定されているか</li> </ul>	
3 就業機会の確保が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・達成困難な目標ではないか</li> <li>・中長期的な視点で計画が策定されているか</li> </ul>	
4 地域漁業者との調和的発展が見込まれること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海面利用に関し、他の漁業種類、漁業者とともに適切かつ有効に漁場を利用していくことが可能か</li> </ul>	
5 地元の水産物流通や加工に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産品について、地元の流通業者や加工業者を活用し地域の活性化につながるか</li> </ul>	

水産第 679 号  
令和 5 年 5 月 16 日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥



屋形石漁業協同組合におけるアカウニ試験養殖について（協議）

このことについて、別添のとおり屋形石漁業協同組合 代表理事組合長 平田  
芳弘から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第 4 条の規定により貴委員  
会の意見を求めます。

担当：農林水産部水産課漁業調整担当  
電話：0952-25-7145





## 理由書

屋形石漁業協同組合の主な漁業種類は、採介漁業（海士漁業）、採藻漁業、定置網漁業である。

しかしながら、唐津市屋形石地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

近年アカウニの価格が上がってきていることからアカウニの漁獲量の増加を図りたいところであるが、屋形石地先独特の波浪の影響により海士漁業の出漁日数に制限がかかってしまうこと、海藻減少により資源の減少やアカウニの身入りが悪いことなどが漁獲量減少の要因と考えられる。

そこで、今回、アカウニの効率的な生産を図るとともに、波浪の強い同地区沿岸域において実施可能な養殖方法の検討を行うため、アカウニの試験養殖に取り組むことにした。

住 所 佐賀県唐津市屋形石 3464 番地 1

氏 名 屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平田 芳弘

## アカウニ養殖試験計画書

屋形石漁業協同組合の主な漁業種類は、採介漁業（海士漁業）、採藻漁業、定置網漁業である。

しかしながら、唐津市屋形石地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えている。

近年アカウニの価格が上がってきていることからアカウニの漁獲量の増加を図りたいところであるが、屋形石地先独特の波浪の影響により海士漁業の出漁日数に制限がかかってしまうこと、海藻減少により資源の減少やアカウニの身入りが悪いことなどが漁獲量減少の要因と考えられる。

そこで、今回、アカウニの効率的な生産を図るとともに、波浪の強い同地区沿岸域において実施可能な養殖方法の検討を行うため、アカウニの試験養殖に取り組むことにした。

### 1. 試験の概要

- 1) 実施場所:唐津市屋形石地先(別図1のとおり)
- 2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和6年5月末(承認日から1か年間)

#### 3) 試験内容

##### a) ロープ式(別図2、別図3)

###### i) 概要

ロープ式、コンテナを用いた垂下養殖

###### ii) 養殖施設

- ・施設面積 約2,877.6㎡(66m×43.6m)
- ・ロープ;15m 7本
- ・コンテナ;30cm×55cm×35cm 210個
- ・種苗 約17,800個(人工種苗 10～15mm)

##### b) 筏式(別図4)

###### i) 概要

コンテナを用いた垂下養殖

###### ii) 養殖施設

- ・施設面積 約120㎡(8m×15m)
- ・筏;5m×5m 1基
- ・コンテナ;30cm×55cm×35cm 25個
- ・種苗約2,200個(人工種苗 10～15mm)

##### c) 試験方法

強い波浪であっても、ウニ種苗が安定して着底可能なコンテナの配置等を検討する。  
波浪のため、給餌に行けなかった場合を考慮した給餌方法を検討する。

d) 養殖スケジュール

- ・令和5年5月末に養殖施設(錨・ロープ等)の準備、試験養殖開始
- ・令和5年6月から令和6年5月中旬まで飼育管理、生残把握、養殖ウニの測定
- ・令和6年5月中旬 施設撤去

	R5							R6					
	5月下	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月中
作業内容	養殖準備	分養・一部放流		養殖管理・サイズ測定		分養・一部放流	養殖管理・サイズ測定・分養					養殖終了施設撤去	
コンテナ内ウニ入数(個)	100		40			35			30				
コンテナ数(個)	200		235			235			235				

2. 安全対策

施設の維持管理については、屋形石漁業協同組合が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

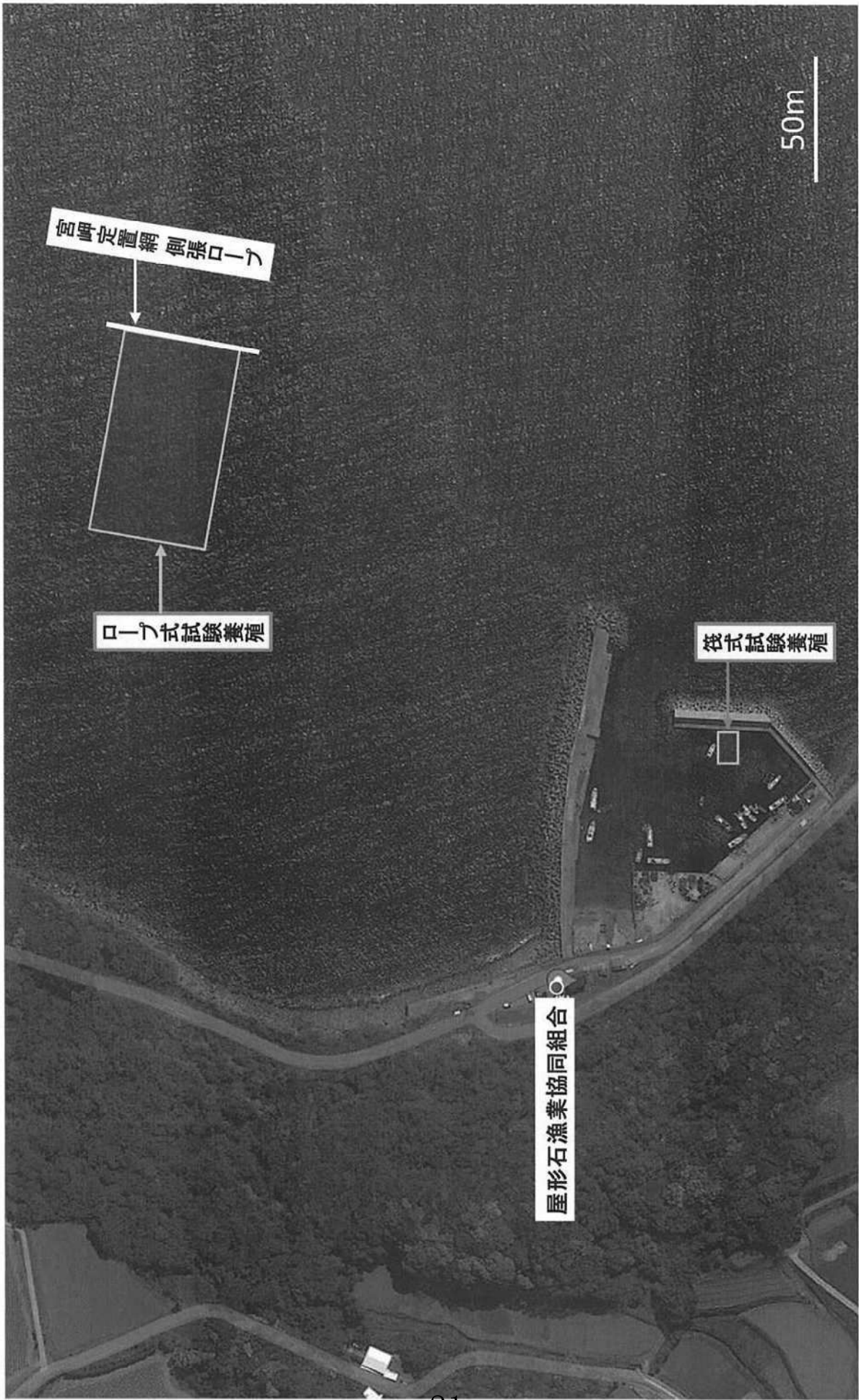
台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

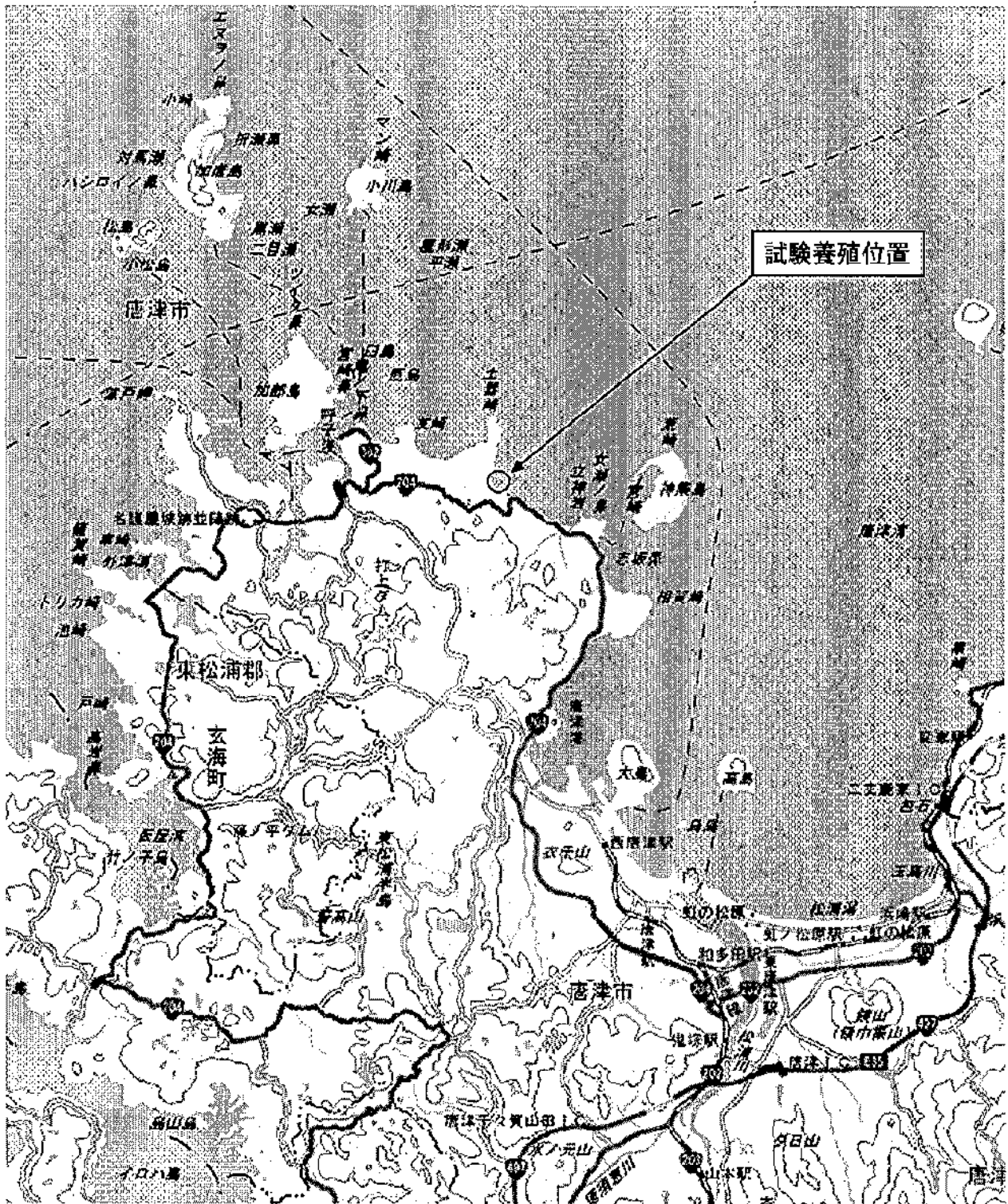
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当漁業協同組合で責任を帯びて対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

屋形石漁業協同組合 0955-79-0760

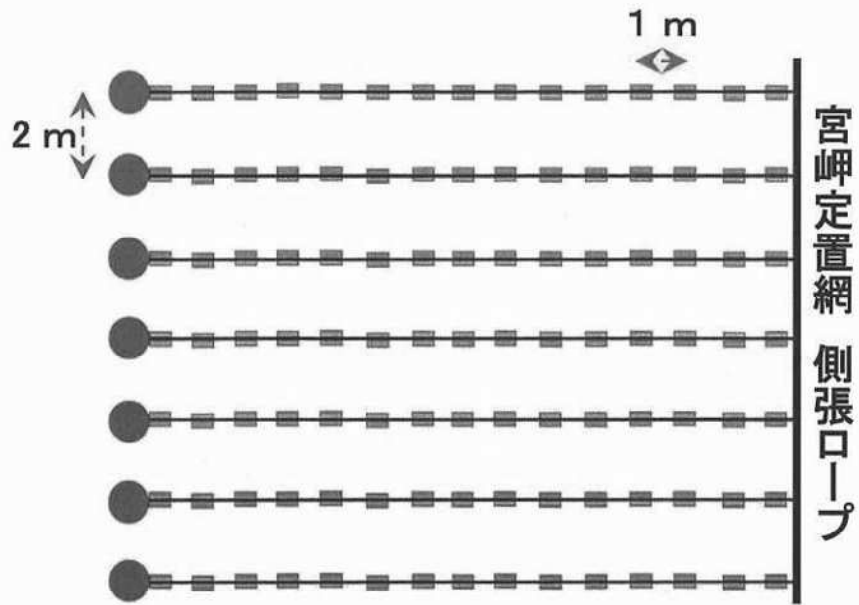
別図1



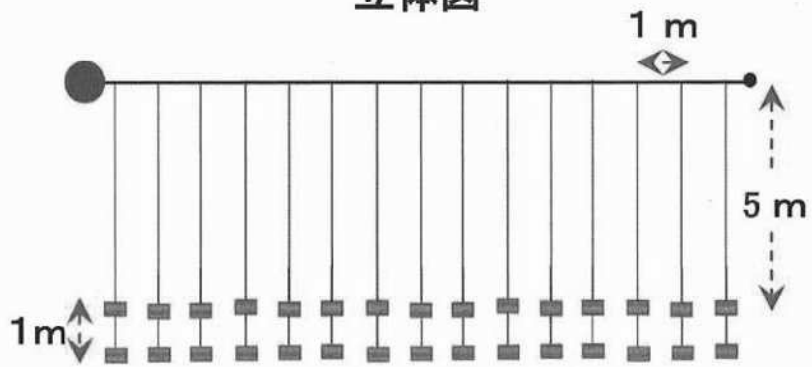


別図2

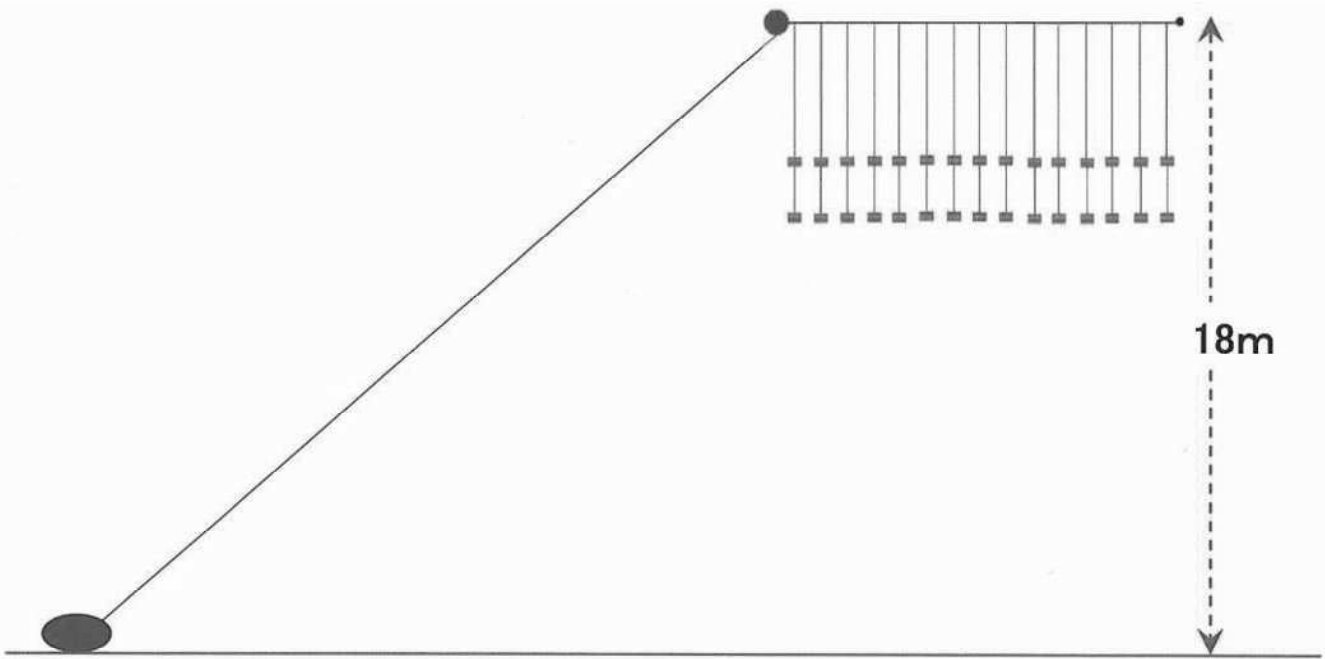
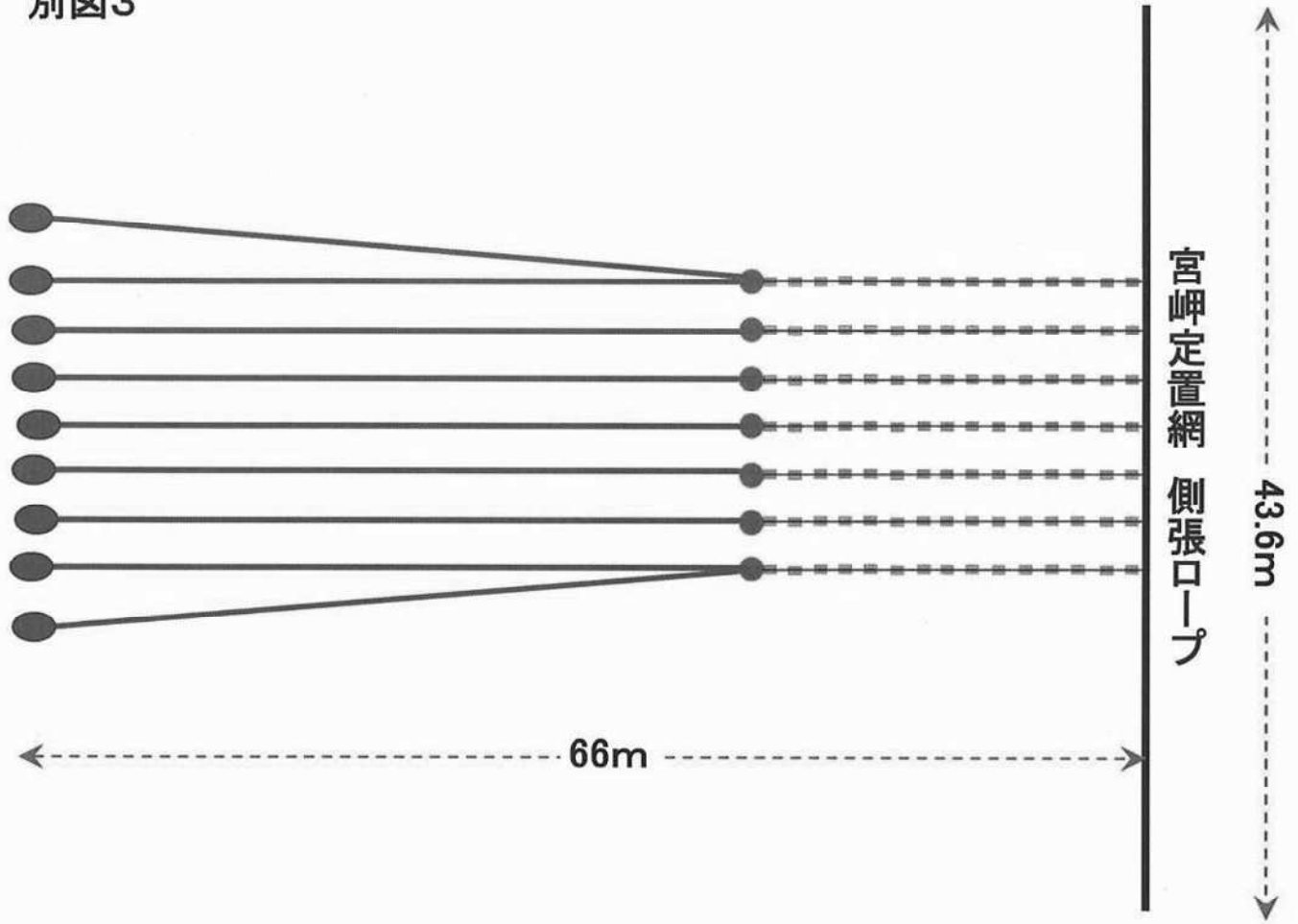
平面図



立体図



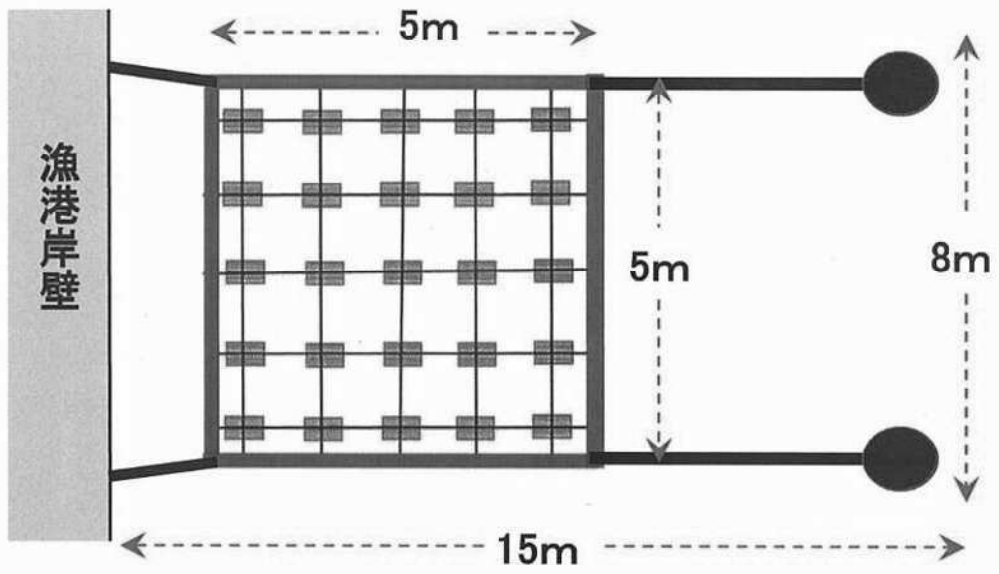
別図3



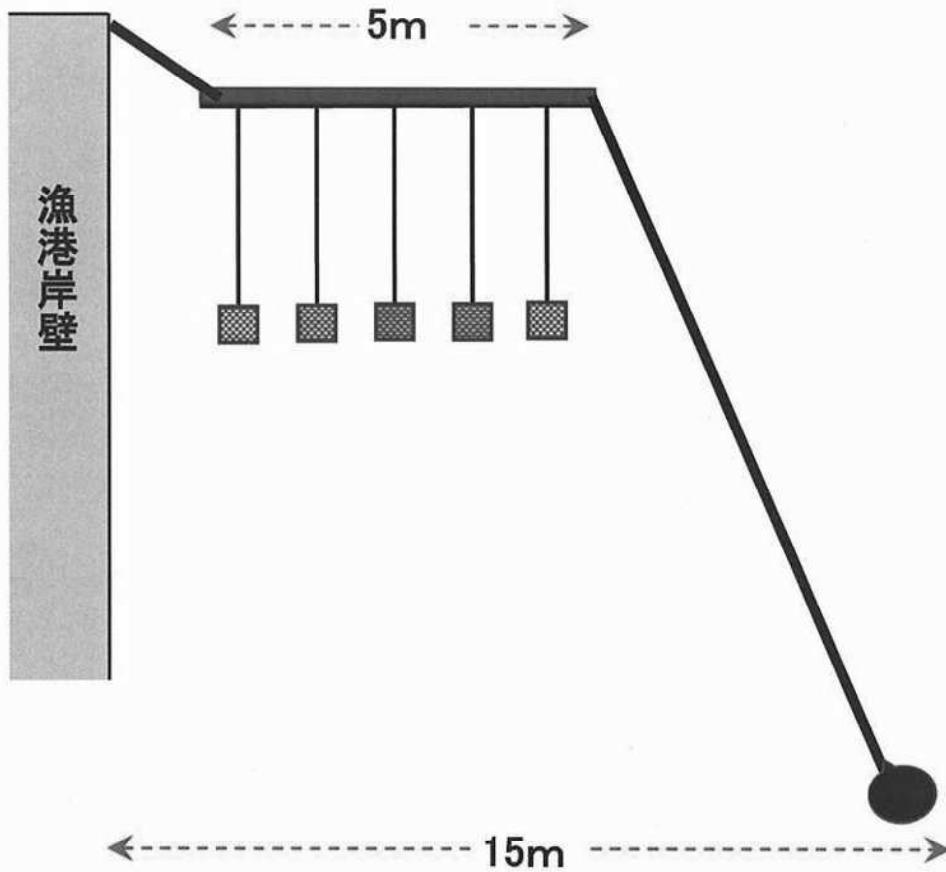


別図4

平面図



立体図



アカウニ試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と屋形石漁業協同  
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

的)

第1条 甲は、アカウニ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、  
乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し委託  
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は  
一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう  
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月27日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 道

乙 唐津市屋形石3464番地

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 夫

唐 農 水 第 2 1 8 号  
令 和 5 年 5 月 8 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年4月27日付けで屋形石漁業協同組合代表理事組合長 平田芳弘より、屋形石漁業協同組合におけるアカウニ養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

## 意見書

屋形石漁業協同組合においては、主に採介漁業（海士漁業）を行っており、アカウニの漁獲量の安定は、漁業経営において不可欠な要素です。

しかしながら、屋形石地先特有の波浪の影響により、出漁日数に制限がかかっている状況はもとより、海藻減少による資源の減少も顕著なことから、アカウニの実入りが悪くなっております。

そこで、波浪に強い同地区沿岸域において実施可能な養殖の検討を行い、効率的な生産を図るため、玄海水産振興センターの指導のもと、アカウニの試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいますよう、お願いいたします。

令和5年5月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達 郎

水産第 769 号  
令和5年(2023年)5月18日

松浦海区漁業調整委員会  
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



肥前統括支所における地元産カキの天然採苗試験（ひび建て方式）  
について（協議）

このことについて、別添のとおり佐賀玄海漁業協同組合 代表理事組合長  
川寄和正から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴  
委員会の意見を求めます。

(担当:農林水産部水産課)

# 試験養殖承認申請書

令和5年5月8日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 71  
佐賀玄海漁業協同組合  
代表理事組合長 川崎

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

## 記

- 1 目的 地元産カキの天然採苗試験（ひび建て方式）
- 2 水産物の名称 カキ類（稚ガキ）
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積  
松区第512号第1種区画漁業権（かき垂下式養殖業）漁場内  
12m×5mの採苗区画を2箇所、計120㎡（別紙1参照）
- 4 養殖期間 試験養殖の承認日より令和6年5月31日
- 5 養殖の方法及び規模  
方法；ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗  
規模；12m×5mの採苗区画の2箇所それぞれに縦10m×横3m×高さ2m  
の採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連300本  
設置（別紙2、別紙3参照）

## 添付資料

- （1）理由書
- （2）試験養殖計画書
- （3）漁場位置及び区域図（別紙1）
- （4）試験棚概要図（別紙2、別紙3）
- （5）委託契約書 写し

## 理由書

佐賀県玄海地区の水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化等のさまざまな問題を抱えています。

さらに真珠養殖においては、需要の低迷により漁家所得の向上が見込めない状況となっています。

このため、当地区においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところです。

ただし、かき養殖の生産量が増加するにつれて、他海域産カキ稚貝の購入のための費用等も増加し、養殖業者の大きな負担となってきています。

そのため、かきの稚貝を漁場で生産することにより購入費用等を抑え、漁家収入の向上に繋がるものと考えています。

つきましては、かきの稚貝費用を抑え、安定的な養殖を行うために引き続き試験養殖を行いたく御許可をいただきますようお願いいたします。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182番  
氏 名 佐賀玄海漁業協同  
代表理事組合長 川寄 和



# 試験養殖計画書

## 1. 目的

当組合肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところである。

かき垂下式養殖への転換を進めるにあたって、夏季の高水温などによる斃死や身入り不足による品質低下が問題となっている。

この問題を解決する一つの手段として、海域特性に合った地元産カキの種カキを採苗し、宮城県等他県産の種カキとの複合的な養殖を実施することにより、夏季の高水温による斃死及び身入り低下リスクの分散と高品質なカキの生産を図る必要がある。

そのための当海域における地元産の種カキの効率的な天然採苗技術の確立していく。

なお、天然採苗試験については、現在、同区画内において今年の計画同様に実施することにした。

## 2. 試験の概要

### 1) 漁場図及び区画図

松区第 512 号(かき垂下式養殖業)漁場内 12m×5m の 2 区画、計 120 m<sup>2</sup>  
(別紙1を参照)

### 2) 試験実施期間

試験養殖の承認日～令和 6 年 5 月 31 日(承認日から1ヶ年間)

### 3) 試験方法

ホタテ殻垂下連を用いた地元産カキの天然採苗

### 4) 採苗器の種類および数量

採苗区画の2箇所それぞれに縦 10m×横 3m×高さ 2m の採苗棚を2基設置し、それぞれの採苗棚にホタテ殻垂下連を 300 連設置  
(別紙2参照)

### 5) 試験スケジュール

令和 5 年 6 月上旬	・採苗棚及びホタテ殻垂下連の設置
令和 5 年 6 月～9 月	・天然カキの採苗
令和 5 年 9 月～令和 6 年 5 月	・中間育成(抑制含む) ・付着天然稚貝の測定(殻長、生残 等)
令和 6 年 5 月末	・施設の撤去

## 3. その他

台風等の接近により流失等の恐れがある場合は、採苗棚の補強・撤去等の措置を迅速に行う。

また、本施設に起因する被害が発生した場合は、当組合漁協肥前統括支所が責任を持って対処する。

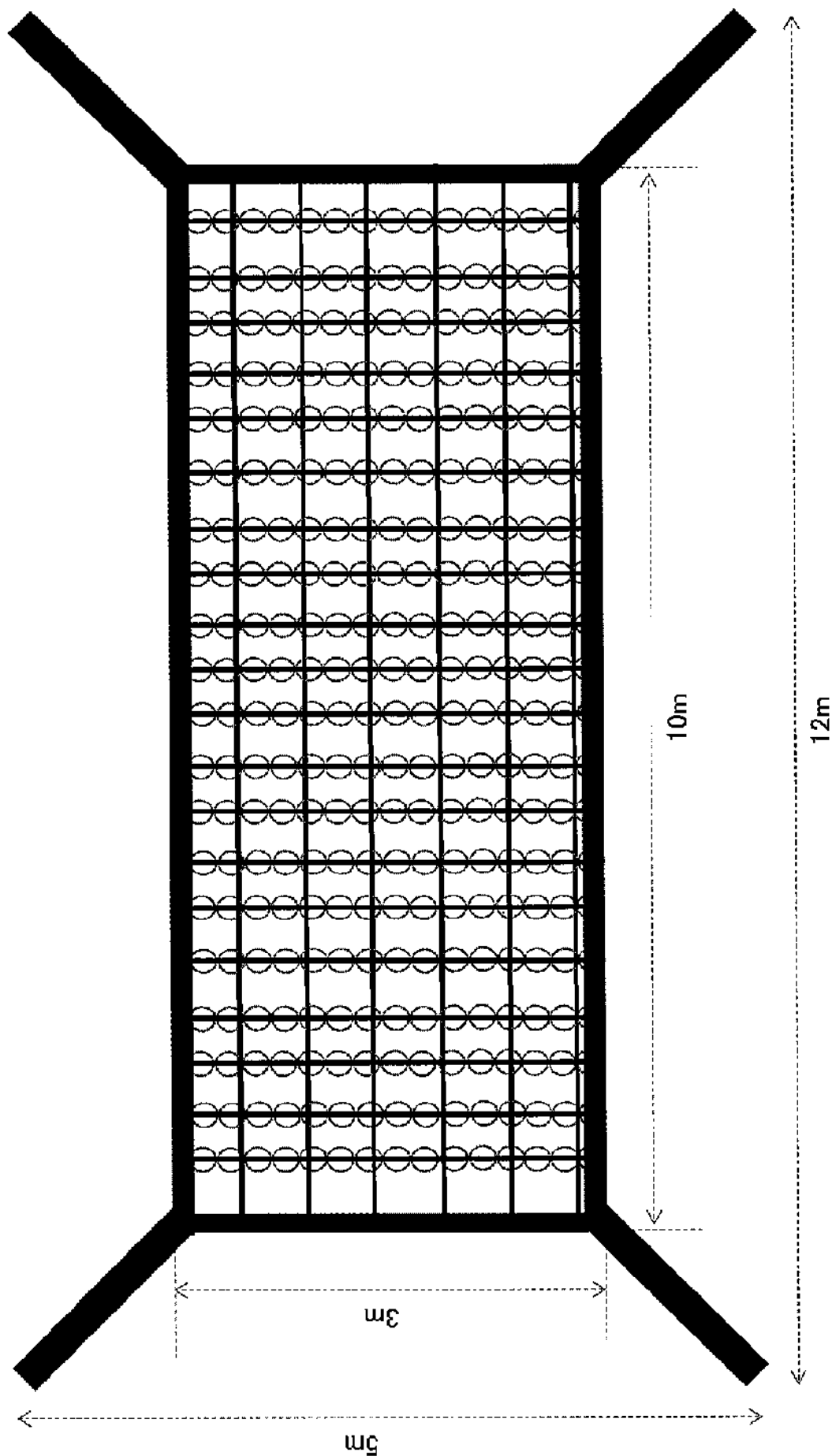




# 別紙 2

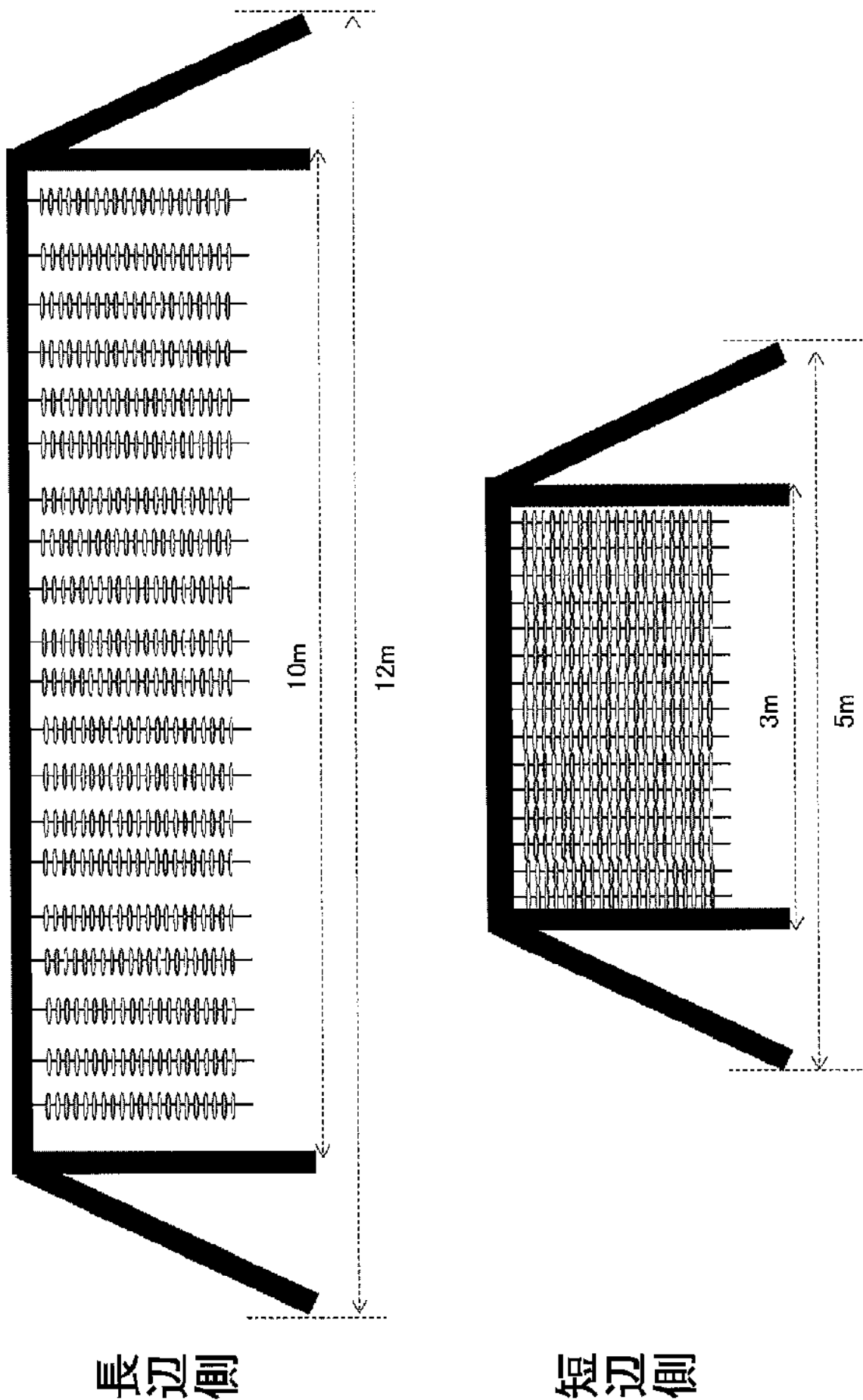
↑  
盤側

水平図



# 別紙3

## 垂直図



# 同意書

松区第 512 号内で実施予定のひび建て試験養殖につきましては同意します。

令和 5 年 5 月 8 日

住 所	氏 名	印
佐賀県唐津市肥前		
佐賀県唐津市肥前		
佐賀県唐津市肥前		

住所は代書可、氏名は代書不可。

住所は番地まで記入すること。

印は鮮明に押印すること。

## カキ類試験養殖業務委託契約書

試験養殖業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協  
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（前項）

甲は、カキ試験養殖業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙  
れを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。  
い。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖承認日から令和6年5月31日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託  
業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は  
一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のう  
え、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年5月8日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 崎

乙 唐津市海岸通7182番地

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 寄



唐 農 水 第 249 号  
令 和 5 年 5 月 15 日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

当市の水産業の振興に関しまして、かねてよりご協力いただきお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長 川岸和正より、佐賀玄海漁業組合肥前統括支所におけるカキ類養殖の取組みについて、試験養殖の申請書が提出されました。この件について、意見を添えて提出しますので、よろしく願いいたします。

## 意見書

佐賀玄海漁業協同組合肥前統括支所においては、唐津市菖津地先で真珠母貝垂下式養殖から、近年需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めています。

かき養殖の生産が拡大するなか、他海域産かき稚貝の購入費用も比例して増加しており、生産増経費増で漁家収入が伸長しづらい状況です。

そこで、かきの稚貝を漁場で生産することで、養殖業者の購入費用を低減することは、かき生産の拡大とともに漁家収入も向上するものと考えております。

引き続き、玄海水産振興センターの指導のもと、カキ類の試験養殖を行うことを、よろしくお取り計らいますよう、お願いいたします。

令和5年5月15日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 道 郎

## 試験養殖報告書

### 目的

当組合肥前統括支所管内においては真珠母貝垂下式養殖から、近年、需要が増大しているかき垂下式養殖への転換を進めているところである。

かき垂下式養殖への転換を進めるにあたって、夏季の高水温などによる斃死や身入り不足による品質低下が問題となっている。

この問題を解決する一つの手段として、海域特性に合った地元産カキの種カキを採苗し、宮城県等他県産の種カキとの複合的な養殖を実施することにより、夏季の高水温による斃死及び身入り低下リスクの分散と高品質なカキの生産を図る必要がある。

そのための当海域における地元産の種カキの効率的な天然採苗技術の確立していく。

天然採苗試験について、同区画内において昨年6月下旬から本年5月末までの計画で実施した。

### 方法

松区第512号(かき垂下式養殖業)漁場内12m×5mの2区画、計120㎡に縦10m×横3m×高さ2mの採苗棚2基を設置、各々の採苗棚にホタテ殻垂下連300連を設置。

### 結果

昨年と比べ種ガキの付着状況も良く、へい死も少なかった。約2トンの生産ができ、養殖対象として適していると評価できた。



## 佐賀県試験養殖処理要綱の運用について

令和5年4月 日  
水産第 号佐賀県水産課長通知

### 第1 対象とする範囲

本運用の対象範囲としては令和3年4月1日付佐賀県農林水産部長通知で定めた「試験養殖処理要綱（以下、要綱とする）」とする。

### 第2 実施手続き

（1）要綱第2条に定められた「適用範囲」に関するもののうち、県と市町の整理は以下のとおりとする。

#### 【県の委託】

1. 新たに養殖区画を取得するために、県等の試験研究により得られた、新たな知見などを広域的に実証する必要があると判断した場合。または、企業化に係る事前の試験を行うもので、県が必要と判断した場合。
2. 一般海域や複数の漁業権にまたがる等、広域的な海域での試験養殖の場合
3. 県の施策として推進するもので、新規漁業権の取得を促すために県が必要と判断した場合

#### 【市町の委託】

1. 新たに養殖区画を取得するために、既知技術の導入により、企業化に係る事前の試験を行うもので、市町が必要と判断した場合。
2. 関係地区が単一の漁業権内で試験養殖を行う場合。
3. 市町の施策として推進するもので、新規漁業権の取得を促すために市町が必要と判断した場合

（2）要綱第3条に定められた「試験養殖の承認」に関するものは以下のとおりとする。

1. 同条第2項に定められた「別記様式第1号における申請書」のうち、添付資料の計画書の様式は、別添様式第1号のとおりとする。ただし、別添様式第1号に定めた項目が記載されているものを網羅している場合は、他の様式を用いてもかまわない。
2. 同条第2項に定められた「市町の長を経由のうえ知事に提出しなければならない。」については、本運用「第2 実施手続き」（1）で定められた県の委託の

場合には副申を必須としない。

(3) 要綱第5条に定められた「試験養殖の範囲」に関することは以下のとおりとする。

1. 同条第2項で定める期間は1年とし、期間の延長は原則として毎年申請する方式（新規として）とする。
2. 試験養殖の申請時点で現試験養殖が試験中である場合、申請書類に中間報告書も合わせて添付することとする。
3. 同条第3項に定められた「小割、その他の養殖の面積3,000平方メートル以内」における区域内の施設の取扱いは、水面上に出ている施設だけでなく、海底に設置した方塊等も含めた面積とする。

(4) 要綱第9条に定められた「報告書」に関する整理は以下のとおりとする。

第9条で定める報告書の様式は別添様式第2号のとおりとし、必要に応じて図や表を添付することとする。

## 附 則

(1) この運用は、公布の日から施行する。

別添様式第1号

試験養殖計画書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動植物の名称
- 2) 種苗の供給元および供給量(予定)
- 3) 出荷先予定
- 4) 養殖試験従事予定者氏名

2. 試験養殖項目及びスケジュール

試験項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

3. 収支計画

1) 支出の部

費目	金額

2) 収入の部

費目	金額

別添様式第2号

試験養殖実施報告書

1. 試験養殖概要

- 1) 水産動物植物の名称
- 2) 種苗の供給元および供給量(実績)

2. 試験養殖実績

試験項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月

3. 収支報告

1) 支出の部

費目	金額

2) 収入の部

費目	金額

4. 試験結果の総括および課題、今後の展望

※必要に応じ生残量(生残率)、重量等のデータや生産状況の写真等を添付すること。